

- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第83条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

## 第7章 通所介護

### 第1節 指定通所介護

#### (基本方針)

第84条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

#### (従業者)

第85条 指定通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
  - (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
  - (3) 介護職員
  - (4) 機能訓練指導員
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の基準は、規則で定める。
- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 生活相談員又は介護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

#### (設備等)

第86条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室

- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- (7) その他指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

#### (基本的な取扱方針)

第87条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (具体的な取扱方針)

第88条 指定通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 通所介護計画に基づき、利用者に対し、機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に行わなければならないこと。この場合において、利用者が認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならないこと。

#### (通所介護計画)

第89条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

#### (運営規程)

第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定通所介護の利用定員
- (3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) サービス利用に当たっての留意事項

(5) 非常災害対策

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第92条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第95条 指定通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第32条から第39条まで及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第85条1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

## 第2節 指定療養通所介護

(この節の趣旨)

第97条 指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第98条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下この節において「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及びその者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第99条 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)を置かななければならない。

2 療養通所介護従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 療養通所介護従業者のうち1人は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第100条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(利用定員)

第101条 指定療養通所介護事業所の利用定員は、9人以下とする。

(設備等)

第102条 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい規則で定める面積を有する専用の部屋を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の部屋の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する設備等は、専ら当該指定療養通所介護の事業

の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(重要事項の説明等)

第103条 指定療養通所介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第108条第1項に規定する利用者ごとの緊急時等の対応策、主治の医師及び第110条第1項に規定する医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定療養通所介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第104条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、その者の主治の医師及びその者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、その者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第105条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否についてサービス担当者会議において検討するため、その者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第106条 指定療養通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、その者の主治の医師及びその利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法及び手順等についての情報の共有を十分

に図らなければならないこと。

(5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスをその者の希望に添って適切に行わなければならないこと。

(療養通所介護計画)

第107条 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画(第63条第1項に規定する訪問看護計画又は規則で定める訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されているときは、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 療養通所介護従業者は、利用者ごとに、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第108条 指定療養通所介護事業者は、利用者指定療養通所介護を提供している場合であってその者の病状に急変が生じたときなどのため、あらかじめ、利用者ごとに主治の医師とその対応策を検討し、定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、前項の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、これらの者が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、利用者指定療養通所介護を提供している場合であってその者の病状の急変が生じたときその他必要な場合は、第1項の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第110条第1項に規定する医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて第1項の対応策の見直しを行うものとする。

5 第2項の規定は、前項に規定する対応策の見直しについて準用する。

(管理者の責務)

第109条 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業者の従業者の管理、指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、当該利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画の作成

に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(緊急時に対応する医療機関)

第110条 指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応する医療機関を定めておかななければならない。

2 前項の医療機関は、当該指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は当該指定療養通所介護事業所に隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において第1項の医療機関の円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を合意しておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会)

第111条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者又は地域の保健、医療若しくは福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上、安全・サービス提供管理委員会を開催し、事故事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、当該指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討し、その結果の記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第112条 指定療養通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果の記録

(3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第96条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第96条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第96条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(適用関係)

第113条 指定療養通所介護の事業に対する第90条の規定の適用については、同条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは、「及び第5号」とする。

2 第84条から第86条まで、第88条、第89条、第95条及び第96条(第6条、第8条、第13条、第14条、第26条及び第49条を準用する部分に限る。)の規定は、指定療養通所介護の事業には適用しない。

### 第3節 基準該当通所介護

(定義)

第114条 この条例において「基準該当通所介護」とは、通所介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当通所介護事業者」とは、基準該当通所介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当通所介護事業所」とは、基準該当通所介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当通所介護の事業の基準)

第115条 基準該当通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第85条第4項及び第96条(第15条並びに第36条第5項及び第6項を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通所介護」という。))」とあるのは「基準該当通所介護」と、第86条第1項第1号中「食堂」とあるのは「食事を行う場所」と、同項第2号中「機能訓練室」とあるのは「機能訓練を行う場所」と、同項第3号中「静養室」とあるのは「静養のための場所」と、同項第4号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、同項第5号中「事務室」とあるのは「事務連絡のための場所」と、第96条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

### 第8章 通所リハビリテーション

(基本方針)

第116条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下この章において「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第117条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この章において「指定通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下この章において「通所リハビリテーション従業者」という。)を置かななければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)又は介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 医師は、常勤でなければならない。

(設備)

第118条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわ

しい規則で定める面積を有する専用の部屋等を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を設けなければならない。

- 2 前項に定める部屋等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(基本的な取扱方針)

第119条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第120条 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者に対し適切なサービスを提供しなければならないこと。この場合において、利用者が認知症であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えなければならないこと。

(通所リハビリテーション計画)

第121条 医師及び理学療法士その他の専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者(第3項において「医師等の従業者」という。)は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、当該利用者のリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(管理者等の責務等)

第122条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、その管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う

ものとする。

(衛生管理等)

第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第124条 指定通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運営規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第90条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは「及び第5号」と読み替えるものとする。

## 第9章 短期入所生活介護

### 第1節 指定短期入所生活介護

(基本方針)

第126条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定め

るところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあつては、この限りでない。

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

（利用定員等）

第128条 指定短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

（設備等）

第129条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室

(12) 調理室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（対象者等）

第130条 指定短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居室以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居室介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（取扱方針）

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所生活介護計画）

第132条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(介護)

第133条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第134条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第135条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第136条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(相談等)

第137条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第138条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。)
- (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項  
(定員の遵守)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携)

第141条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

(記録の整備)

第142条 指定短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第131条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録  
(準用)

第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第32条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第144条 ユニット型指定短期入所生活介護(指定短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日

常生活を営むための場所をいう。第149条において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第145条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備等)

第146条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) ユニット
  - (2) 浴室
  - (3) 医務室
  - (4) 調理室
  - (5) 洗濯室又は洗濯場
  - (6) 汚物処理室
  - (7) 介護材料室
  - (8) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等
- 2 前項各号に掲げる設備の基準及びその特例は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(取扱方針)

第147条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするための必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急

やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第148条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第149条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜